

介護保険事務について

1 概要

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者を社会全体で支えるための公的制度です。

40 歳以上の国民が保険料を支払い、65 歳以上で要介護・要支援認定を受けた人が介護サービスを利用できます。また、40～64 歳でも特定疾病がある場合は対象となります。

サービスには訪問介護や通所介護、施設入所などの介護給付を行うサービスや予防給付を行うサービスがあり、費用について利用者は基本的に1割自己負担（所得に応じて 2～3 割）となります。

また、そのほかにも、居宅介護（介護予防）住宅改修事業、介護予防・日常生活支援総合事業等があります。

福岡市において介護保険事務は、介護保険システム本体及び認定審査会支援システムのほか、福岡市共通の共通基盤システムや中間サーバ（マイナンバー情報連携）等を利用して、特定個人情報ファイルを取扱い、被保険者資格、保険料賦課・徴収、要介護（要支援）認定、給付、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）等に関する事務を処理しています。

2 介護保険システムの全面刷新について

国は令和3年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（標準化法）を施行、同法において、標準化の対象となる事務（現時点で 20 事務）を特定した上で、地方公共団体はそれらの事務の処理において、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用することを義務としました。全地方公共団体は、原則として、2025 年度（令和 7 年度）までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指すことが求められています。（特定移行支援システムとしてデジタル庁から認められた地方公共団体については期限が延長されています。）

その中で福岡市介護保険事務においても、これまで独自に行ってきたシステム刷新事業の対応に加えて、標準化対応を行う必要があり、介護保険システムを全面刷新することとなったものです。

3 特定個人情報保護評価の再実施について

システムの全面刷新に伴い、現行の全項目評価から大きく変更を加えることとなりますので、特定個人情報保護評価の再実施を行うものです。

なお、特定個人情報ファイルを取扱うシステムのプログラミング工程を開始する令和7年 11 月までに再実施を行う必要があります。

※標準化と特定個人情報保護評価について

標準化と特定個人情報保護評価について、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」（総務省）の中で、標準化の作業フェーズの一つとして規定されています。

その中で、「標準準拠システムへの移行に当たっては、システムを全面的に入れ替えるケースや事務手続を大きく変更するケースも考えられるため、重点項目評価書や全項目評価書については、原則として、評価書の修正ではなく再実施が必要となるものと考えられる。」とされています。

その再実施の時期について、原則として、パッケージの「システム等を稼働させるサーバー等へのパラメータ設定等の適用を実施する前まで」となっていますが、パッケージシステムを利用しない場合は、通常どおりプログラミング工程の開始まで、とされています。

福岡市の介護保険事務については、全項目評価書の見直しに際して、パッケージの標準化等対応バージョンアップに加えて、パッケージに付随する独自の追加機能の開発を伴うため、追加機能のプログラミングの開始する令和7年 11 月までの再実施が必要となったものです。